

# ガイドラインに対応！ 職場積立NISAの概要と 営業店での推進ノウハウQ&A

ここでは、職場積立NISAの概要と、推進のために求められる営業店の役割や担当者の動き方について、Q&A形式で解説する。

木内清章 横浜港北行政書士法人

**職場積立NISAは  
どんなもの？  
なぜ制定されたの？**



Q1

**職** 職場積立NISAとは、金融機関などNISA取扱業者と利用契約を結んだ企業等の従業員らが、給与天引きによってNISA枠での資産運用を行う制度である。

その詳細は次のとおり。

- ① 役員とは役員・正職員のみならず、期間職員・臨時職員、雇用契約・嘱託契約の別を問わない
- ② 毎月の給与の他、賞与からの拠出もできる
- ③ NISA枠での運用が原則であるが、課税口座で本制度を利用することも許容される

一般のNISA取引でも、年間非課税枠を超えた資金は特定口座に流れるが、それと同じ仕組みになる。

資産形成支援を目的に制定

昨年12月、NISA推進・連絡協議会は、この職場積立NISAに関するガイドラインと利用規約ひな型を公表した。NISA推進・連絡協議会は、日本証券業協会が事務局となり、全銀協・地銀協・全信協他、多くの関連団体が構成メンバーとなっている。

本協議会は、企業の役員等の自助努力による資産形成支援と、福利厚生を増進を図ることを目的としてガイドライン等を判定した。すでに導入している企業もあり、金融機関の職場営業が活発化していく中で、重要推進項目の一つとして拡大していくことが予想される。

**POINT**

- 職場積立NISAとは、企業と金融機関が契約し、企業の役職員が給与から天引きされた資金をNISA枠で運用する制度
- 企業の役職員等の資産形成支援、福利厚生を増進を目的にガイドラインが制定された

**職場積立NISAを始めるには  
どんな対応が必要なの？**



Q2

前項でも述べたように、職場積立NISAは、NISAを取り扱う金融機関が、取引先との間で利用契約を締結したうえで、希望する役職員がNISA口座を開設するという制度である。

NISA口座における買付けは、定時定額取引が原則となり、この資金は役職員の給与から天引きされて、資金付替される。要は取引先の役員からのNISA取引を一括して受注して、毎月給与天引きするシステムといえるだろう。

なお、原則として利用者本人の給与・賞与がNISA口座での運用資金の原資となるが、別途、事業主が利用者に奨励金を付与できる旨も、ガイドラインに定められている。

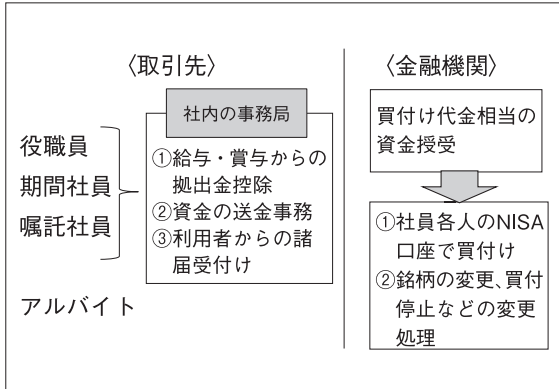
資金の流れは、給与振込に係る事務の延長線上で考えられるし、投資信託の定時定額買付けやその金額変更・引落し停止・銘柄変更なども、個々のお客様との取引と同様である。

**社員向けの説明会を行う**

すでに個人的に他の金融機関でNISA口座を開設している役員は原則として制度の対象外となるため、誤解がないようにしておきたい。

ガイドラインにも記載されているが、制度利用に際しては、利用者がNISAの仕組みを含めて十分な投資教育を受けていることが前提条件となっている。取引先の規模にもよるが、事前に社員向け説明会などを設定することが望ましいだろう。

職場積立NISAの推進に必要な対応



具体的には、定時定額買付に関する変更書類や印鑑証などを企業側にも具備しておいてもらうこと、書類の交付方法を定めておくことなどが必

**POINT**

- 定時定額買付に関する変更書類や印鑑証などを企業に準備してもらうことや、書類の接受方法を定めておくことが必要
- 事前に社員向けの説明会などを実施し、利用者に十分な投資教育を受けてもらう